

◎新潟県告示第490号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

平成24年4月3日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

種類	名称	位置	数量及び能力
係留施設	西埠頭4号岸壁	新潟市北区横土居字新川地内	面積 本体7,310.80㎡ 西側取付2,100.00㎡
水域施設	西水路航路泊地	新潟市北区横土居字新川地先	面積32,480.00㎡ 水深-12m
水域施設	西水路泊地	新潟市北区横土居字新川地先	面積6,750.00㎡ 水深-12m